

事業承継

支援施策ガイドブック

北海道内の中小・小規模事業者向けに
関係機関の主な事業承継の支援策を
まとめてご紹介します

経済産業省北海道経済産業局
北海道

北海道事業承継・引継ぎ支援センター(札幌商工会議所)
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

※上記以外の関係機関からも御協力を頂いて作成しています

承継プロセス 支援策				
	気付き (承継準備の必要性)	承継準備【計画策定、 マッチング等】	事業承継の実行	事業承継後の 成長・発展
相談・専門家	北海道事業承継・引継ぎ支援センター ・親族内承継から第三者承継（従業員承継やM&A等）に至るまで、ワンストップで事業承継を支援 ・北海道後継者人材バンク（後継者不在事業者と、創業意欲の高い人材のマッチング支援）			
	北海道中小企業総合支援センター（事業承継診断、親族内承継等）			
	事業承継サポートデスク			
	札幌市事業承継マッチングポータルサイト			
特例・税制	事業承継税制（相続税・贈与税）			
	所在不明株主に関する 会社法の特例			
	中小企業の経営資源の集約化に資する税制 (設備投資減税、雇用確保を促す税制、準備金の積立)			
	中小企業の再編・統合に係る税負担の軽減措置 (登録免許税・不動産取得税)			
経営者保証	経営者保証解除への支援 (経営者保証コーディネーター)			
	経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度、 経営承継借換関連保証制度			
資金調達	事業承継・集約・活性化資金（事業承継計画関連）			
	中小企業総合振興資金「事業承継貸付」			
	事業承継関連保証制度			
補助金	北のふるさと事業承継支援ファンド			
	事業承継・引継ぎ補助金			
	事業承継・引継ぎ支援事業(事業承継トライアル)			

P1.親族内承継について相談したい（事業承継診断・専門家派遣等）

北海道事業承継・引継ぎ支援センター【札幌商工会議所】

P2.従業員や第三者への承継を行いたい（親族外承継） 北海道事業承継・引継ぎ支援センター【札幌商工会議所】

P3.会社を継いでくれる後継者を探したい（北海道後継者人材バンク）

北海道事業承継・引継ぎ支援センター【札幌商工会議所】

P4.事業承継について相談したい（事業承継診断・専門家派遣等） 北海道中小企業総合支援センター

P5.事業承継について相談したい（金融・経営） 事業承継サポートデスク【北海道信用保証協会】

P6.事業承継の相手先を探したい 札幌市事業承継マッチングポータルサイト【札幌市】

P7.事業承継時の相続税・贈与税の負担を軽減したい 事業承継税制（相続税・贈与税）【北海道】

P8.所在が分からない株主の問題を解決したい 所在不明株主に関する会社法の特例【北海道経済産業局】

P9.事業承継時の経営資源の集約化（M&A）に伴う税負担を軽減したい

中小企業の経営資源の集約化に資する税制（設備投資減税、雇用確保を促す税制、準備金の積立）【北海道経済産業局】

P10.事業承継時の登録免許税・不動産取得税の負担を軽減したい

中小企業の再編・統合に係る税負担の軽減措置（登録免許税・不動産取得税）【北海道経済産業局】

P11.経営者保証解除に向けた支援を受けたい（経営者保証コーディネーター）

北海道事業承継・引継ぎ支援センター【札幌商工会議所】

P12～13.事業承継を契機に経営者保証を解除したい（信用保証）

経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度、経営承継借換関連保証制度【北海道信用保証協会 他】

P14.事業承継に必要な資金を調達したい（政府系融資）

事業承継・集約・活性化資金（事業承継計画関連）【日本政策金融公庫】

P15.事業承継に必要な資金を調達したい（制度融資） 中小企業総合振興資金「事業承継貸付」【北海道】

P16.事業承継に必要な資金を調達したい（信用保証） 事業承継関連保証制度【北海道信用保証協会】

P17.親族外承継時の株式買取資金を蓄積したい

北のふるさと事業承継支援ファンド【(公財)北海道中小企業総合支援センター】

P18.事業承継時の費用に補助金を活用したい 事業承継・引継ぎ補助金【北海道経済産業局】

P19.第三者を後継者候補として後継者教育を行いたい

事業承継・引継ぎ補助事業（事業承継トライアル）【北海道経済産業局】

親族内承継について相談したい（事業承継診断・専門家派遣等）

北海道事業承継・引継ぎ支援センター

北海道事業承継・引継ぎ支援センター



道内8地域にセンターサテライトを設置するとともに、事業承継ネットワークの構成機関である各地の支援機関とも協力・連携し、中小・小規模企業者に早期かつ計画的な事業承継の準備に対する気付きを促す「事業承継診断」や事業承継の課題に取り組むための「個別相談対応」「専門家派遣(無料)」の実施などにより、親族内承継から第三者承継(従業員承継やM & A等)に至るまで、事業承継をワンストップで支援します。

センターサテライト

小樽サテライト（小樽商工会議所内）
函館サテライト（函館商工会議所内）
旭川サテライト（旭川商工会議所内）
室蘭サテライト（室蘭商工会議所内）
釧路サテライト（釧路商工会議所内）
帯広サテライト（帯広商工会議所内）
北見サテライト（北見商工会議所内）
苫小牧サテライト（苫小牧商工会議所内）

事業承継ネットワーク

北海道、道内市町村
商工会・商工会議所
金融機関
北海道中小企業統合支援センター
北海道信用保証協会
北海道よろず支援拠点
その他支援機関等

【支援メニュー】 私たちと一緒に「事業承継」進めませんか？

当センターでは、次の支援メニューで道内中小企業の円滑な事業承継を支援します！

1. 事業承継診断

事業承継に向けた準備の必要性・重要性を認識いただくため、身近な支援者（事業承継サポートネットワーク構成機関）が中心となって、事業承継診断を実施します。

2. 個別相談対応

8地域のサテライトに配置する「エリアコーディネーター」及び「サブマネージャー」が地域の支援機関と連携してセンター、サテライトの窓口、企業訪問、WEB等により、個別相談・課題整理・事業承継計画策定等の支援を行います。

3. 専門家派遣

多岐にわたる事業承継課題に対して、専門的な知識、経験と有する専門家を無料で派遣し、事業承継課題に応じた適切な助言を行います。

4. セミナー開催

事業承継の意欲喚起を図り、道内中小企業の事業承継を推進するため、事業承継事例の紹介や事業承継対策の説明等を内容とするセミナーを開催します。

5. 経営者保証業務

経営者保証コーディネーターが経営者保証に関するガイドラインに基づき、事業承継時の経営者保証の解除へ向けて支援します。（詳細別途記載）

【お問合せ先】



北海道
事業承継・引継ぎ支援センター

（認定支援機関：札幌商工会議所）

TEL : 011-222-3111 FAX : 011-222-3811

E-mail : info@hokkaido-jigyoshokei.jp

従業員や第三者への承継を行いたい（親族外承継）

北海道事業承継・引継ぎ支援センター

北海道事業承継・引継ぎ支援センター 

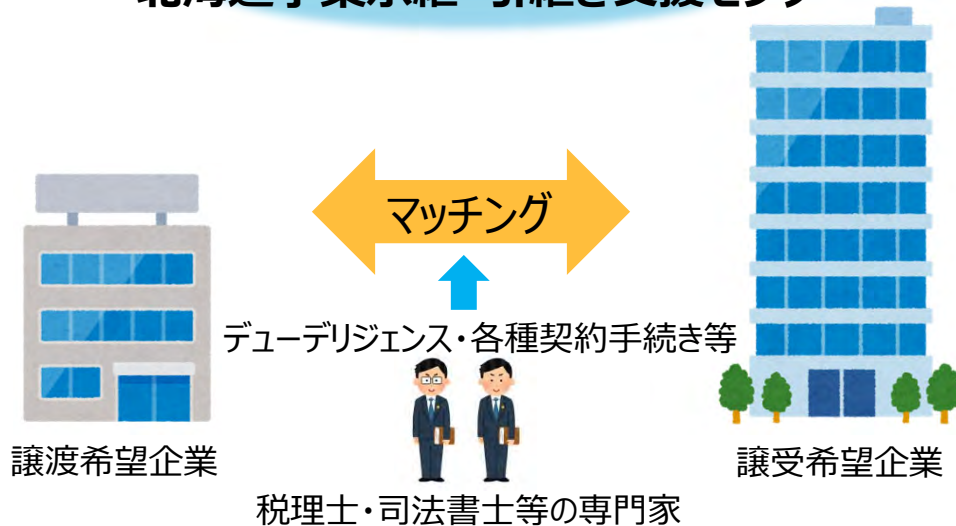
親族に後継者がおらず、非親族である従業員・役員への承継を行いたい。また、社内に後継者がおらず、第三者への承継（M&A）を行いたい方へ事業を引き継ぐために必要な支援を公平中立な立場で行います。

ご相談から事業承継まで、ワンストップで支援を行い、マッチング及び相談は、何度でも無料でご利用いただけます。

【事業スキーム】

- ・北海道事業承継・引継ぎ支援センターでは、第三者承継（M&A）に初めて取り組む中小事業者の皆様へ、手順手続き方法、留意点などについてわかりやすくお伝えします。
- ・高額な株式の取得方法や、代表者変更手続きなど、従業員や社内役員への承継支援を行っています。
- ・事業の拡大を検討されている譲受希望企業を随時登録し、後継者不在の企業とのマッチングを行っています。

北海道事業承継・引継ぎ支援センター



【活用事例】

- ・高齢などが理由で、廃業をお考えの会社にとって最適な方法による事業引継ぎを支援いたします。小規模事業者、個人事業主でもM&Aによる承継が可能です。
- ・取引先の継続、従業員の雇用維持などを守る友好的なM&A支援を行います。

【要件】

- ・北海道内に拠点を有する中小事業者が対象となります。
- ・譲渡希望企業は、中小企業基本法に定義される中小企業、小規模事業者、個人事業主が対象となります。※譲受希望企業は大企業でも登録が可能です。
- ・M&Aにかかる経費（各種契約書作成費、デューデリジェンス費等）は自己負担となります。

【お問合せ先】



（認定支援機関：札幌商工会議所）

TEL : 011-222-3111 FAX : 011-222-3811

E-mail : info@hokkaido-jigyoshokei.jp

会社を継いでくれる後継者を探したい

北海道後継者人材バンク

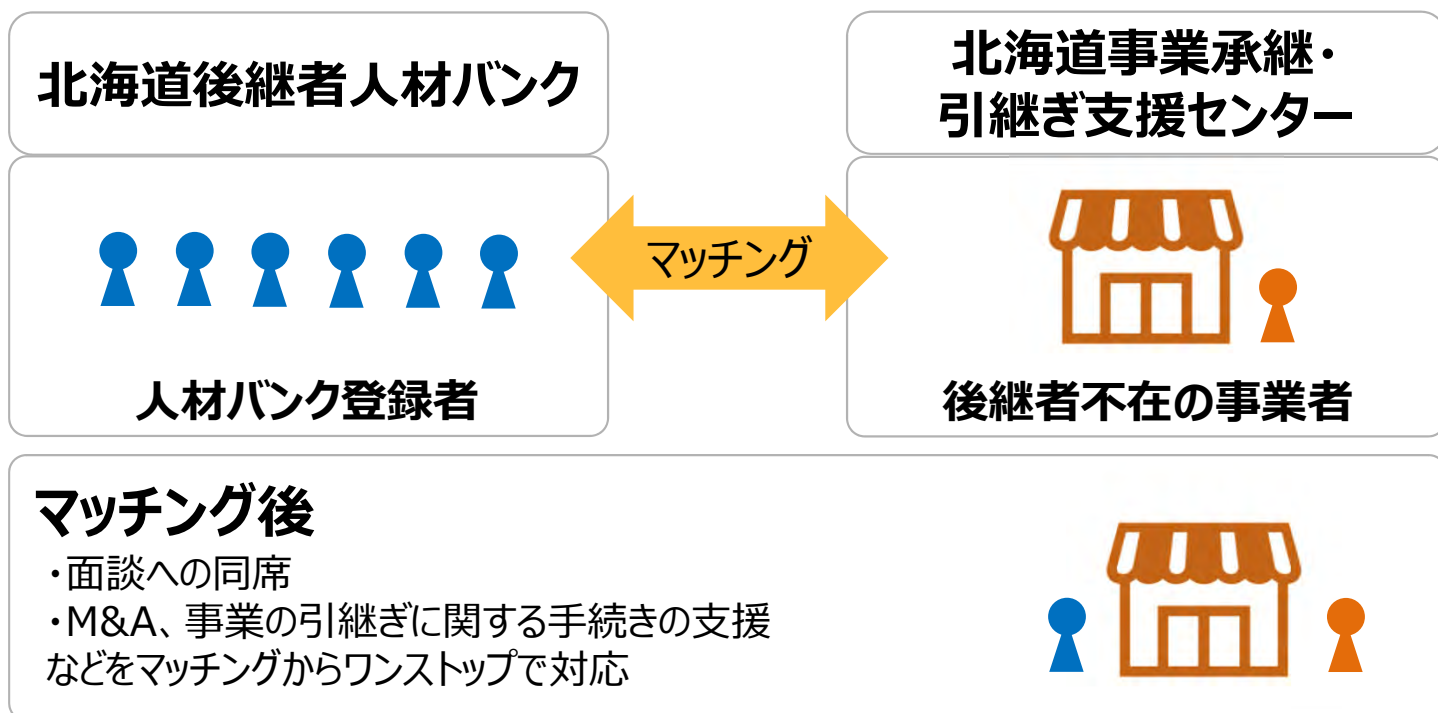
北海道後継者人材バンク 🔍

北海道事業承継・引継ぎ支援センター内に設置された機関で、後継者不在の事業者と、創業意欲の高い人材（創業希望者、移住希望者、地域おこし協力隊など）とのマッチングを行い、事業を引き継ぐために必要な支援を行います。

ご相談から事業承継まで、ワンストップで支援を行い、マッチング及び相談は、何度でも無料でご利用いただけます。

【事業イメージ】

- ・北海道事業承継・引継ぎ支援センターに登録されている後継者不在の事業者と、北海道後継者人材バンクに登録されている創業意欲の高い人材とのマッチングを行います。
- ・マッチング後は事業承継が完了するまで、お互いの交渉や事業承継の手続きを支援します。



【活用事例】

- ・企業間M&Aでは譲り受け手を探すことが困難な小規模事業者や、自分の事業をM&Aで譲渡するのではなく跡を継いでくれる人に託したいと考える経営者の方の後継者探しにご利用いただけます。

【要件】

- ・譲り受け希望で北海道後継者人材バンクに登録できるのは個人のみです。M&Aで事業の譲り受けを希望する法人は、北海道事業承継・引継ぎ支援センターに譲受希望企業としてご登録いただけます。
- ・後継者不在の事業者の経営者候補として、後継者人材を引き合わせるものであり、従業員としての雇用のあっせんを行うものではありません。

【お問合せ先】

北海道事業承継・引継ぎ支援センター 後継者人材バンク

(認定支援機関：札幌商工会議所)

TEL : 011-206-4506 E-mail : kjb@hokkaido-jigyoshokei.jp

事業承継について相談したい（事業承継診断・専門家派遣等）

事業再生・承継支援対策事業

事業再生・承継支援対策事業

（公財）北海道中小企業総合支援センターでは、各市町村・商工団体・金融機関・支援機関と連携し、個別相談対応や専門家派遣等を行い、道内中小・小規模企業者が抱える事業再生や経営改善、事業承継に関する課題解決に向けてサポートします。

次の支援メニューで道内中小・小規模企業者をサポートします！

○ 個別相談対応

道内6地域に配置するコーディネーターが、地域の支援機関と連携して、企業訪問等により個別相談を行います。

事業再生や経営改善、事業承継に関する課題整理や事業計画・事業承継計画の策定等を支援します。

○ 専門家派遣

事業再生や経営改善、事業承継等の多岐にわたる経営課題に対して、専門的な知識・経験を有する専門家（当センターに登録する税理士・中小企業診断士等の士業者）を無料で派遣し、課題に応じた適切な助言を行います。

○ 事業承継診断

事業承継はできるだけ早い段階から準備を行っていくことが大切です。

コーディネーターによる事業承継診断を通じて、後継者の有無や事業承継の準備状況など、自社の現状や今後の方向性を確認することができます。

○ セミナー

道内中小・小規模企業者の事業承継を推進するため、事業承継の進め方や事業承継事例のご紹介、事業承継支援施策の説明等を内容とするセミナーを無料で開催します。

次のようなご相談に対応します。お気軽にお問い合わせください！

事業再生・経営改善のご相談

- 売上拡大や利益向上に取り組みたい
- 厳しい資金繰りへの対策を考えたい
- 経営状況・課題を見える化したい
- 事業計画を策定したい
- 事業再生計画の策定を検討したい

など

事業承継のご相談

- 事業承継の準備、進め方がわからない
- 経営状況・課題を見える化したい
- 事業承継計画を作成したい
- 株式や資産の譲渡はどうしたらよいか
- 経営者保証の解除について相談したい

など

【お問合せ先】



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

TEL : 011-232-2018

E-mail : shoukei@hsc.or.jp

事業承継について相談したい（金融・経営）

事業承継サポートデスク

事業承継サポートデスク



- 北海道信用保証協会は、円滑な事業承継を支援するため「事業承継サポートデスク」を設置しています。
- 事業承継計画の実施のための御相談から、事業承継に係る支援専門家の派遣など、金融と経営の一体的支援により中小企業の皆様をサポートします。

【支援機関と連携した経営相談】

経営者の高齢化と後継者の不在

経営資源を引き継ぐ方法

事業承継を進める手順

相 談

北海道信用保証協会
(事業承継サポートデスク)

北海道事業承継・引継ぎ支援センター
(M&Aによる事業承継の検討 等)

北海道中小企業総合支援センター
(経営相談全般)

【金融と経営の一体的支援】

中小企業・小規模事業者

金融と経営の一体的支援

金融機関

連携

北海道信用保証協会

連携

北海道事業承継・引継ぎ支援センター
北海道中小企業総合支援センター
中小企業基盤整備機構 北海道本部

【お問合せ先】

北海道信用保証協会 事業承継サポートデスク TEL : 011-241-5605

事業承継の相手先を探したい

札幌市事業承継マッチングポータルサイト

札幌市事業承継マッチング支援 

札幌市では、後継者不在であり事業承継に関する課題を抱えている中小企業事業者に対して、円滑な事業承継を支援するため、「札幌市事業承継マッチングポータルサイト」を開設しております。

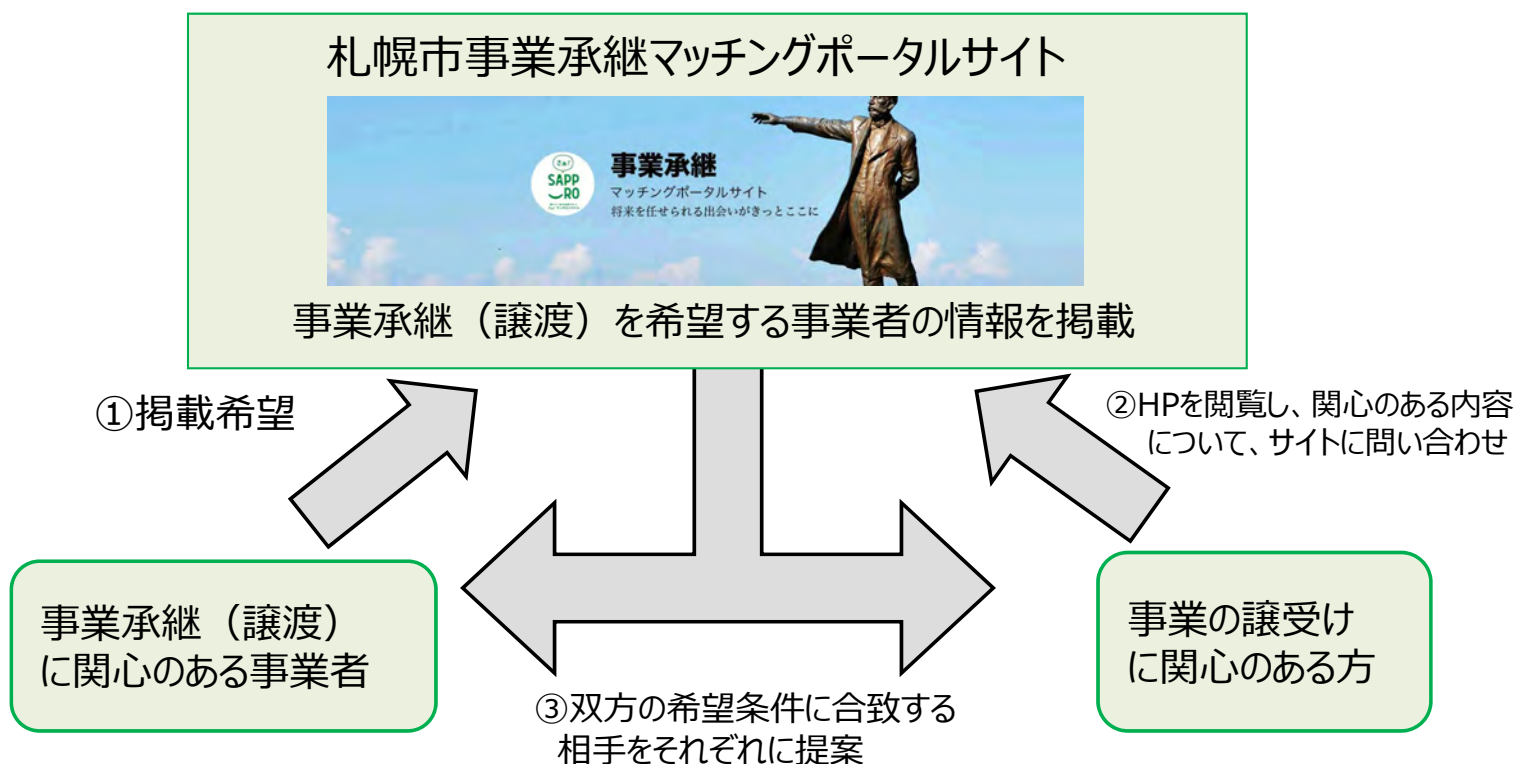
【事業スキーム】

本ポータルサイトでは、事業の譲受けにご関心のある方向けに、事業承継（譲渡）を希望される事業者の情報を掲載しております。

本ポータルサイト内の問い合わせフォームにおいて、事業の譲受け希望者からの問い合わせに対応し、掲載事業者と譲受け希望者双方の希望条件に合致する相手をそれぞれに提案いたします。

双方が、相手方の希望条件を踏まえたうえで、承継に向けて交渉を開始する段階になりましたら、北海道事業承継・引継ぎ支援センターをご案内させていただきますので、同支援センターの支援のもと、その後の事業承継手続きを進めていただきます。

【事業イメージ】



【要件】

本ポータルサイトに掲載する事業者は、さっぽろ連携中枢都市圏を構成する12市町村（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）の中小企業事業者の情報となります。

【お問合せ先】

札幌市 経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課
TEL : 011-211-2372 E-mail : kin-yu@city.sapporo.jp

事業承継時の相続税・贈与税の負担を軽減したい

事業承継税制（相続税・贈与税）

事業承継税制



- 円滑な事業承継を促進するため、**事業承継時の相続税・贈与税の納税を100%猶予**。（10年間の時限措置）
- 法人版事業承継税制（対象:株式）は、平成30年度税制改正で抜本拡充。
- 個人版事業承継税制（対象:事業用資産）は、平成31年度税制改正で創設。
- **経営承継円滑化法に基づく認定、及び、制度創設5年以内に事前の計画提出が必要**。
※同法では、事業承継税制のほか、金融支援(中小企業信用保険法の特例、日本政策金融公庫法等の特例)、遺留分に関する民法の特例（中小企業庁による確認が必要）、**所在不明株主に関する会社法の特例を措置**。

【事業スキーム（法人版の場合）】



	法人版		個人版
	一般措置	特例措置	
事前の計画認定	不要	5年以内の特例承継計画の提出 (2018.4.1～2023.3.31)	5年以内の個人事業承継計画の提出 (2019.4.1～2024.3.31)
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2018.1.1～2027.12.31)	10年以内の贈与・相続等 (2019.1.1～2028.12.31)
対象資産	総株式数の最大2/3まで	非上場株式等	特定事業用資産
納税猶予割合	贈与：100%、相続：80%	100%	100%
承継パターン	一人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者	原則、先代一人から後継者一人 ※一定の場合、同一生計親族等からも可
贈与要件	一定数以上の株式等を 贈与すること	一定数以上の株式等を贈与すること ※後継者一人の場合、原則2/3以上など	その事業に係る特定事業用資産 の全てを贈与すること
雇用確保要件	承継後5年間、 平均8割の雇用維持が必要	あり (特例措置は弾力化)	雇用要件なし
経営環境変化に 対応した減免等	なし	あり	あり ※後継者が重度障害等の場合は免除
円滑化法認定 の有効期限	最初の申告期限の翌日から 5年間	最初の申告期限の翌日から 5年間	最初の認定の翌日から 2年間
相続時精算課税 の適用	60歳以上の者から20歳以上の 推定相続人・孫への贈与	60歳以上の者から20歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から20歳以上の者 への贈与
継続届出書の提出	申告期限後 5年間は毎年、 6年目以降は 3年に1回	申告期限後 5年間は毎年、 6年目以降は 3年に1回	3年に1回

※個人版事業承継税制は、既存の事業用小規模宅地特例との選択適用

【お問合せ先】

北海道経済部 地域経済局 中小企業課 小規模企業係
TEL：011-204-5331（直通）

所在が分からない株主の問題を解決したい

所在不明株主に関する会社法の特例

所在不明株主 会社法特例 🔍

令和3年8月2日施行の「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に伴う「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下、経営承継円滑化法)の改正により、事業承継の課題であった所在不明株主に関する会社法の特例が新設されました。

これにより、事業承継（M&Aを含む）を要するものの、株主の所在不明によりそれが困難である旨の法認定を受けた中小企業者については、**所在不明株主からの株式買取り等の手続きに必要な期間を5年から1年に短縮**することが可能となります。

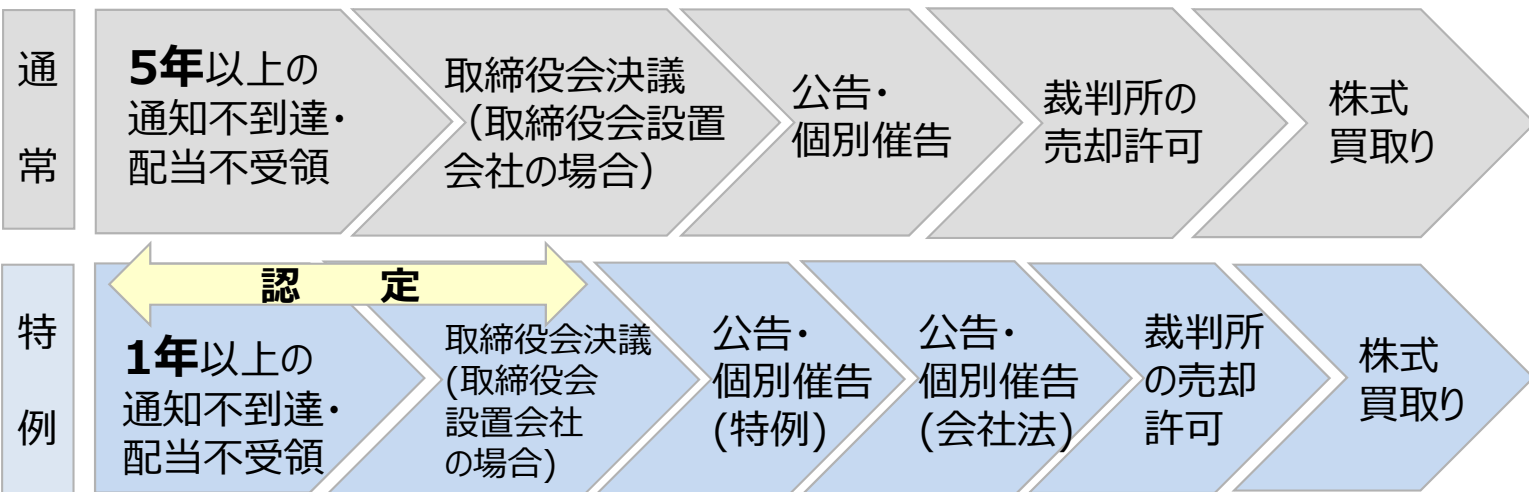
【所在不明株主に関する会社法特例の概要】

一般的に、株主名簿に記載はあるものの、会社から連絡が取れなくなり、所在が不明になってしまっている株主を「所在不明株主」といいます。

会社法上、株式会社は、所在不明株主に対して行う通知等が5年以上継続して到達せず、当該所在不明株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しない場合、その保有株式の競売又は売却（自社による買取りを含みます。）の手續が可能です。他方で、「5年」という期間の長さが、事業承継の際の手續利用のハードルになっているという面もありました。

そこで、この点を踏まえ、非上場の中小企業者のうち、事業承継ニーズの高い株式会社に関し、経営承継円滑化法の認定を受けることと一定の手續保障を前提に、この「**5年**」を「**1年**」に短縮する特例（**会社法特例**）が創設されました。

■手續の比較：株式会社が所在不明株主から非上場株式を買い取る場合



【経営承継円滑化法に基づく認定の要件】

経営承継円滑化法における会社法特例を利用するためには、上場会社等以外の中小企業者である株式会社以下が以下の2要件を満たし、**都道府県知事の認定**を受ける必要があります。

①経営困難要件

申請者の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じている場合であること。

②円滑承継困難要件

一部株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者（株式会社事業後継者）に円滑に承継させることが困難であること。

【お問い合わせ先】

北海道経済産業局 産業部 中小企業課 TEL: 011-709-2311（内線2562）

【認定・申請等に関する窓口】

北海道経済部 地域経済局 中小企業課 小規模企業係 TEL: 011-204-5331 8

事業承継時の経営資源の集約化（M&A）に伴う税負担を軽減したい

中小企業の経営資源の集約化に資する税制

経営資源集約化税制



経営資源の集約化（M&A）によって生産性向上等を目指す、経営力向上計画（※）の認定を受けた中小企業が、計画に基づいてM&Aを実施した場合、以下3つの税制措置を活用することができます。

①設備投資減税（中小企業経営強化税制）→



詳細はQRコード
で御覧頂けます

②雇用確保を促す税制（所得拡大促進税制）→



③準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）→



※「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、国（事業分野別の主務大臣）から認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

①設備投資減税

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得した場合、投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

（資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%）

（参考）具体的な取組例

- ・自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- ・原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

②雇用確保を促す税制

経営力向上計画の認定を受け、経営力向上報告書を提出した上で、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等総額の増加額の25%を税額控除**。

（参考）具体的な取組例

取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員の確保

③準備金の積立

事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、**投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）**。

均等取崩 20×5年間

【益金算入】

【損金算入】

積立

**据置期間※
（5年間）**

（注）中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について準備金制度を措置。

据置期間後に取り崩し

100 ※簿外債務が発覚した場合等には、準備金を取り崩し。

【適用期間】

- ①設備投資減税：令和5年3月31日まで
- ②雇用確保を促す税制：令和5年3月31日まで
- ③準備金の積立：令和6年3月31日まで

【お問合せ先】

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線2562）

E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

事業承継時の登録免許税・不動産取得税の負担を軽減したい

中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置 (登録免許税・不動産取得税)

事業承継
登録免許税・不動産取得税



中小企業者等が、適用期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画（※1）に基づき、合併、会社分割又は事業譲渡を通じて他者から不動産を含む事業用資産を取得する場合、不動産の権利移転について生じる登録免許税・不動産所得税を軽減を受けることができます。

※1 「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、国（事業分野別の主務大臣）から認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

【対象となる行為類型】

合併、会社分割、又は事業譲渡により、他の中小企業等から土地・建物を含む事業上の権利義務を取得する行為であって、事業の承継を伴うもの。

【登録免許税】

登記の種類		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権 移転の登記	事業に必要な資産の譲受けによる移転の登記	2.0%（※2）	1.6%
	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%

※2 令和5年3月31日までの間、土地を売買した場合の登録免許税は、一般的に、1.5%に軽減されている。

【不動産取得税（事業譲渡の場合のみ（※3））】

取得する不動産の種類	通常税率	計画認定時の特例
土地・住宅	不動産の価格×3.0%	不動産の価格の1／6 相当額を課税標準から控除
住宅以外の家屋	不動産の価格×4.0%（※4）	

※3 合併や一定の会社分割の場合は非課税。

※4 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く。

【適用期間】

平成30年7月9日から令和4年3月31日までの期間

【お問合せ先】

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線2562）

E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

経営者保証解除に向けた支援を受けたい

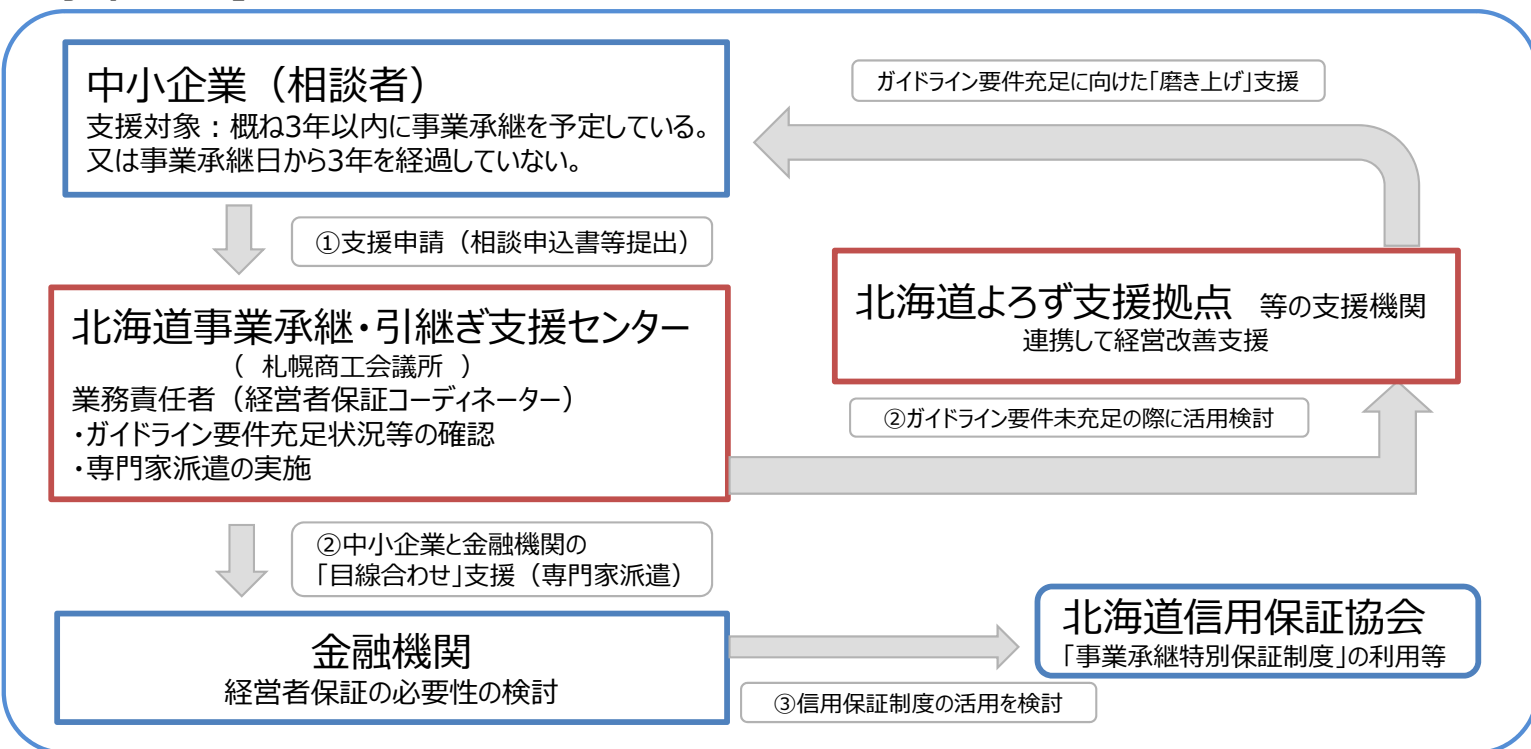
経営者保証コーディネーター

北海道事業承継・引継ぎ支援センター 経営者保証解除



経営者保証は後継者候補が事業承継を拒否する最大の理由となっていることを踏まえ、北海道事業承継・引継ぎ支援センター内に配置された経営者保証コーディネーターが『経営者保証に関するガイドライン』に基づき、事業承継時の経営者保証解除へ向けて支援します。

【事業フロー】



- ①事業者から相談申込書を受け、下記の必要書類の情報を基に、経営者保証コーディネーターが「事業承継時判断材料チェックシート」で経営者保証ガイドライン要件の充足状況を確認します。
- ②その結果、要件が充足する事業者については、希望に応じて金融機関と経営者保証解除に向けた目線合わせを実施します。（要件未充足の場合でも、希望に応じて、各支援機関を通じて経営改善支援を実施します。）
- ③金融機関との経営者保証解除の合意で、信用保証協会が新たに創設した「事業承継特別保証」制度を活用することができます。経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、**保証料軽減の措置が可能となります。**

【必要書類】

事業承継計画書・決算書3期分（科目明細含む）・試算表・資金繰表・その他要件を確認できる任意の書類

【主なチェック項目】

- ①決算書（財務情報）は、税務署に申告したものと同一か、金融機関に適切に開示されているか。
 - ②経営者が、法人の事業活動に必要な本社事務所、工場、営業車両などを所有していないかどうか。
 - ③法人から経営者等へ資金流出はないか、法人と経営者の資金交流が社会通念上適切な範囲かどうか。
- 上記の他、経営者保証COが経営者保証ガイドラインの充足状況を確認し総合判定します。

【お問合せ先】

北海道事業承継・引継ぎ支援センター 経営者保証コーディネーター

（認定支援機関：札幌商工会議所）

TEL：011-222-3111 FAX：011-222-3811

E-mail：info@hokkaido-jigyoshokei.jp

事業承継を契機に経営者保証を解除したい（信用保証）

経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度

事業承継特別保証制度



- **事業承継時**に利用可能（事業承継後にも利用ができる場合もあり）
- **経営者保証不要**
- 経営者保証コーディネーター(※)による確認を受けた場合には**信用保証料率を大幅に軽減**
- **経営者保証ありの既存の借入金**についても借換可能（本制度で経営者保証不要に）

【対象者】

※経済産業省の委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（事業承継ネットワーク事務局等）が雇用する専門家（詳細はp8参照）

次の（１）又は（２）に該当し、かつ、（３）に該当する中小企業者

- （１）保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- （２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの
- （３）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと
 - ①資産超過であること
 - ②EBITDA有利子負債倍率（注）が10倍以内であること
（注）EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）
 - ③法人・個人の分離がなされていること
 - ④返済緩和している借入金がないこと

【制度概要】

保証限度額	【一般枠】２億８千万円（組合等の場合は４億８千万円）
対象資金	事業資金であって 対象者（１）に該当する場合は、保証人を提供していない借入金の返済以外のもの。 対象者（２）に該当する場合は、事業承継前における保証人を提供している借入金の返済資金。 ※既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借換えも可能。
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合 １年以内 分割返済の場合 １０年以内（据置期間は１年以内）
信用保証料率	０．４５％～１．９０％ ０．２０％～１．１５％（経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合）
担保	必要に応じて徴求
保証人	徴求しない
貸付金利	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由（与信取引のある金融機関に限ります）
添付資料	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 （１）事業承継計画書 （２）財務要件等確認書 （３）借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合） （４）他行借換依頼書兼確認書 （既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合） （５）事業承継時判断材料チェックシート （経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記０.20％～1.15％の信用保証料率の適用を受ける場合）

金融機関、信用保証協会による審査の結果、御希望に添いかねる場合があります。

【お問合せ先】

詳細は、与信取引のある金融機関又は信用保証協会までお問合せ下さい
北海道信用保証協会 本店 TEL：011-241-2231（代表）

事業承継を契機に経営者保証を解除したい（信用保証）

経営者保証を不要とする経営承継借換関連保証制度

経営承継借換関連保証制度

- **事業承継時**に利用可能。**経営者保証不要**
- 経営者保証コーディネーター(※)による確認を受けた場合には**信用保証料率を大幅に軽減**
- **経営者保証ありの既存の借入金**について借換可能（本制度で経営者保証不要に）
- 信用保証の一般枠（2.8億円）の範囲内でカバーできない融資に対して、**経営者保証を不要とする信用保証制度の特別枠（最大2.8億円）を措置**。

本保証制度を利用する場合は、経営承継円滑化法に基づく**都道府県知事の認定を受ける必要**があります。

※経済産業省の委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（事業承継ネットワーク事務局等）が雇用する専門家（詳細はp8参照）

【対象者】

次の（１）及び（２）に該当する会社である中小企業者

（１）認定申請日から３年以内に事業承継を予定していること

（２）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと

①資産超過であること

②EBITDA有利子負債倍率（注）が10倍以内であること

（注）EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

③法人・個人の分離がなされていること

④返済緩和している借入金がないこと

①②：都道府県知事の認定時に確認、③～④：信用保証協会の審査時に確認

【制度概要】

保証限度額	【特別枠】2億8千万円
対象資金	事業承継に必要な資金のうち、 認定日から事業承継日までの間における借換資金
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合 １年以内 分割返済の場合 １０年以内（据置期間は１年以内）
信用保証料率	0.45%～1.90% 0.20%～1.15%（経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合）
担保	必要に応じて徴求
保証人	徴求しない
貸付金利	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由（与信取引のある金融機関に限ります）
添付資料	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 （１）都道府県知事の認定書（申請書の写しを含む）の写し及び認定申請の提出書類の写し （２）財務要件等確認書 （３）借換債務等確認書 （４）他行借換依頼書兼確認書（申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合） （５）事業承継時判断材料チェックシート （経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%～1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合）

金融機関、信用保証協会による審査の結果、御希望に添いかねる場合があります。

【保証制度に関するお問合せ先】

詳細は、与信取引のある金融機関又は信用保証協会までお問合せ下さい

北海道信用保証協会 本店 TEL：011-241-2231（代表）

【都道府県知事の認定に関するお問合せ先】

北海道経済部 地域経済局 中小企業課 小規模企業係

TEL：011-204-5331（直通）

事業承継に必要な資金を調達したい（政府系融資）

事業承継・集約・活性化資金（事業承継計画関連）

事業承継資金



日本公庫では、現経営者が後継者と共に事業承継計画を策定している方を対象に、その事業承継計画を実施するために必要な資金のご融資を行っています。
※事業承継計画書の様式は、中小企業事業と国民生活事業で異なります。

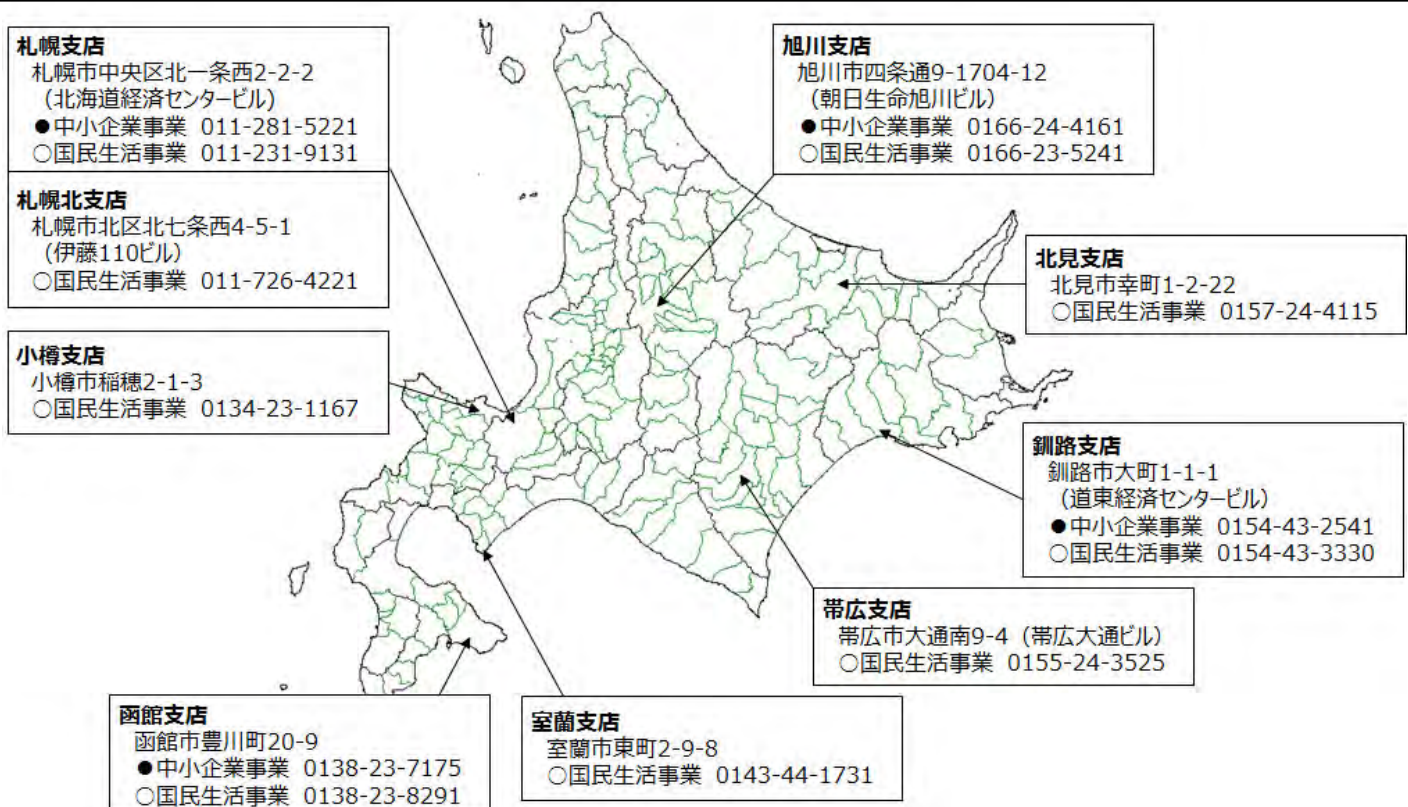
【制度概要】

ご利用いただける方	中期的な事業承継（注）を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む）と共に事業承継計画を策定している方 （注）ご融資後、おおむね8年以内に事業承継（経営者の変更）を実施することが見込まれるもの
資金の使いみち	「ご利用いただける方」に当てはまる方が、事業承継計画を実施するために必要な設備資金及び長期運転資金
融資限度額	【中小企業事業】7億2千万円 【国民生活事業】7,200万円（うち運転資金4,800万円）
返済期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）

※返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます

【お問合せ先】

最寄りの支店の御案内やお申込手續等については、事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（受付時間：平日9時～17時）までお気軽に御電話ください。
道内の各支店でも御相談を賜っております（支店の営業時間：平日9時～17時）。



事業承継に必要な資金を調達したい（制度融資）

中小企業総合振興資金「事業承継貸付」

北海道 事業承継貸付 

事業承継に取り組む中小企業者等に対し、必要な事業資金の調達を円滑にすることにより、企業の事業活動の継続、発展及び経営の安定を支援します。

【融資条件】

融資対象	(1) 事業承継に取り組む中小企業者等 ア 後継者（親族・従業員・第三者）が先代から事業を引き継ぐもの（同一事業所内の承継） イ 事業継続が困難となった事業者等から事業を引き継ぐもの（他の事業所からの承継） (2) 国の全国統一保証制度である事業承継特別保証の対象となる中小企業者等
資金使途	事業資金 〔 会社における議決権株式の取得資金、事業用資産等の取得資金、 個人事業主における事業用資産等に係る相続税・贈与税の納税資金など 〕
融資金額	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	【固定金利】 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% 【変動金利】 年1.1% ※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによる （融資対象（2）に該当する法人は、経営者個人保証は不要）
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	(1) 必要により信用保証協会の保証に付することがある (2) すべて信用保証協会の保証付きとする ※経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は、信用保証料率の軽減を受けることができます。詳しくは、8～9ページをご覧ください。
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

【お申し込み方法】

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会（※）に「融資あっせん」の申込みをしてください。（貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること）

（※）・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込み可。

・（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込み可。

【注意事項】

金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合がございます。

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課金融係

TEL：011-204-5346

事業承継に必要な資金を調達したい（信用保証）

事業承継関連保証制度

事業承継 信用保証 

事業承継に必要な資金を金融機関から借入する際、保証協会の信用保証制度を利用することができます。

【制度概要】

制度名	ケース例	保証対象者	主な対象資金	保証限度額	信用保証料率	保証期間	主な添付書類	認定時の主な要件 ※下記以外にも 諸要件があります
経営承継 関連保証	他の人が持っている当社の株式を、当社で取得したい	会社または 個人事業主	● 自社株の取得資金（株式会社） ● 事業用資産の取得資金（会社、個人） ● 運転資金（会社、個人）等	● 特例無担保保険 8,000万円 ● 特例普通保険 2億円 ※一般保険と別枠 ● 特別小口保険 2,000万円	年0.45%～ 年2.20% ※特別小口 年0.72%	運転10年、 設備15年	道知事の認定書（申請書を含む）、認定申請の提出書類の写し	● 会社の場合 代表者の死亡や退任に起因すること ● 個人事業主の場合 他の個人事業主の死亡や事業譲渡に起因すること
特定経営承継 関連保証	新たに代表者に就任したので、当社の株式を取得したい	（会社の） 代表者個人	代表を務める会社の株式取得資金等	● 特例無担保保険 8,000万円 ● 特例普通保険 2億円 ※保険特例であるが別枠ではなく、一般保険の限度額に含まれる ● 特別小口保険 2,000万円	年0.45%～ 年2.20% ※特別小口年0.72% 個人事業主ではない場合 年1.15%	運転10年、 設備15年 （据置1年以内）	同上	代表者の死亡や退任に起因すること
経営承継準備 関連保証	M&Aに伴い買収先企業の株式や事業用資産を取得したい	会社または 個人事業主	● 他社株式等の取得資金（会社、個人） （総株主等議決権の2分の1を超える議決権を有することとなる場合に限る） ● 他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金（会社、個人）	● 特例無担保保険 8,000万円 ● 特例普通保険 2億円 ※一般保険と別枠 ● 特別小口保険 2,000万円	年0.45%～ 年2.20% ※特別小口 年0.72%	運転10年、 設備15年 （据置1年以内）	● 道知事の認定書（申請書を含む）、認定申請の提出書類の写し ● 承継に係る明確な合意があることを証する書面	資産を譲渡する側の中小企業者において、役員や親族の中から後継者の確保が困難であったり、健康状態・年齢・その他の事情により、経営を行うことが困難であること
特定経営承継 準備関連保証	現在は従業員であるが、将来的に代表者に就任予定であり、今から当社の株式を取得しておきたい	事業を営んでいない個人 （代表者ではない個人～役員・従業員）	● 株式等の取得資金（総株主等議決権の2分の1を超える議決権を有することとなる場合に限る） ● 他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金	● 特例無担保保険 8,000万円 ● 特例普通保険 2億円 ※保険特例であるが別枠ではなく、一般保険の限度額に含まれる	年1.15%	運転10年、 設備15年 （据置1年以内）	同上	同上
事業承継 サポート保証	持株会社が他の会社の株式を取得して子会社化することにより、事業承継を行いたい	会社（持株会社）	事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用	● 一般無担保保険 8,000万円 ● 一般普通保険 2億円	年0.45%～ 年1.90% 新設持株会社の場合は年1.15%	設備15年 （据置2年以内）	● 事業承継計画書 ● 株式評価算定書 ● 持株会社および事業会社の株主名簿の写し ● 持株会社および事業会社の直近決算2期分、会社謄本、定款の写し	なし

※北海道知事の認定に係る申請窓口は、北海道経済部地域経済局 中小企業課小規模企業係となります（TEL 011-204-5331）

※上記以外においても、対応可能な場合がありますので、以下までお問合せください。

【お問合せ先】

北海道信用保証協会 事業承継サポートデスク TEL : 011-241-5605

親族外承継時の株式買取資金を蓄積したい

北のふるさと事業承継支援ファンド

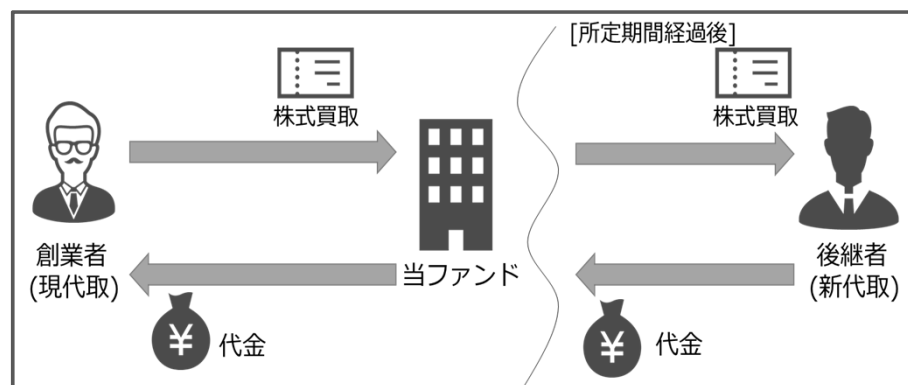
北のふるさとファンド 

親族外の後継者に事業承継する道内小規模企業者を対象として、先代代表者等からファンドが株式を買取ります。後継者が株式の買取資金を蓄積するまでの一定期間ファンドが株式を保有した後、後継者に株式を買い戻して頂きます。

【ファンドの概要】

名 称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド規模	5億円
運 営 者	北海道中小企業総合支援センター
出 資 者	■ 有限責任組合員 北海道 北洋銀行 北海道銀行 北海道信用金庫 旭川信用金庫 北見信用金庫 北央信用組合 ■ 無限責任組合員 北海道中小企業総合支援センター
投 資 対 象	<u>親族外</u> 経営者への事業承継を行う <u>小規模企業者</u> （法人）
投 資 上 限 額	3,000万円
投 資 内 容	事業承継を行う先代事業者等からの株式の取得
投 資 期 間	10年以内
申 込 期 間	2017年3月31日～2023年3月31日
存 続 期 間	2017年3月31日～2033年3月31日

【利用イメージ】



【主な投資対象要件】

- 道内に本社を有する小規模企業者のうち、法人であること
 - 最近2期の決算期において、経常利益が連続して赤字でないこと
 - 直近の決算期において、債務超過でないこと及び繰越利益剰余金がマイナスでないこと
- ※上記の他にも要件があります。詳しくは下記までお問合せください

【お問合せ先】

(公財) 北海道中小企業総合支援センター 金融支援部 金融支援 G

TEL : 011-232-2404 E-mail : info@hsc.or.jp

URL : https://www.hsc.or.jp/consul/succession_fund/

事業承継時の費用に補助金を活用したい

事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎを契機とする業態転換や多角化を含む新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）の一部を補助します。また、経営資源を譲り渡した事業者の廃業費用も補助します。

【支援類型】

類 型	概 要	補助率		補助上限額		上乗せ額 (廃業を伴う場合)
		R 2 年度 3 次補正	R 3 年度 当初	R 2 年度 3 次補正	R 3 年度 当初	
創 業 型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3	1/2	400万円		+ 200万円（専門家活用型は「譲り渡し」のみ）
経 営 者 交 代 型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援			400万円	250万円	
M & A 型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援			800万円	500万円	
専 門 家 活 用 型	事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）を支援			400万円	250万円	

【補助対象経費（R3年度当初）】

公募終了

経 営 者 交 代 型 M & A 型	人件費、店舗等借入費、会場借料費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費（、廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費、移転・移設費用）※1
専 門 家 活 用 型	謝金、旅費、外注費、委託費※2、システム利用料、保険料※3（、廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費）※1

※1 事業等の廃業を行う場合のみ括弧内の廃業費用を活用できる。なお、専門家活用型は「譲り渡し」のみ。

※2 専門家活用型の委託費のうち、中小M&Aの仲介・FA業務に係る、相談料、着手金、中間報酬、成功報酬等の手数料に関しては、経済産業省が創設する「中小M&A支援機関に係る登録制度」の登録業者が行うものを対象とする。

※3 保険料は、M&A当事者間で交わされる最終合意契約に規定される表明保証条項に関して、事後的に当該表明保証条項違反が判明することに起因して発生する損害等を補償目的とする保険契約等に係る保険料に関するものを対象とする。

【公募期間】（電子申請のみ）

R2年度 3 次補正分：【公募終了】

R3年度当初予算分：2021年9月30日（木）～ 10月26日（火）18:00

公 募 要 領 等 及 び 問 合 せ 先	R3年度当初予算分 事業承継・引継ぎ補助金事務局 https://jsh.go.jp/r3/ 【経営革新（経営者交代型、M&A型）】TEL：03-6636-7936 【専門家活用（買い手支援型、売り手支援型）】TEL：03-6636-7935
--------------------------	--

【お問合せ先】

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線2562）E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp 18

第三者を後継者候補として後継者教育を行いたい

事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)

事業承継トライアル 

後継者不在の中小企業が社外の第三者を後継候補者として事業承継に向けた準備を行う際の手順、課題、対応策等を明らかにし、標準化を進めることで、円滑な第三者承継の実現を後押しします

【事業概要】※対象者は以下を実施していただき、各事業の進捗状況等について定期的に報告・情報提供をしていただきます

PwC コンサルティング 合同会社募集分事業	①◆【事業承継計画の策定等】 円滑な第三者承継の実現に向け、外部機関（取引先の金融機関等）と連携しながら、事業承継計画の策定や改善。 ②◆【後継者候補の選定】 策定した事業承継計画に基づき、外部機関（人材ビジネス事業者等）と連携しながら、社外の第三者である後継者候補を選定。 ◆【後継者教育の実施】 後継者候補とのマッチング後、後継候補者とともに、後継者教育プログラムの受講。
株式会社バトンズ 募集分事業	③◆【ビジネスDD(Due Diligence)】 譲り受けを検討している事業について、ビジネスモデル・ビジネスフローの整理、顧客・取引先との関係性の可視化など、後継候補者と一緒に調査・分析を行い、経営をしていく上で必要なスキル習得にかかる費用を補助 ④◆【経営引き継ぎ支援】 譲り受けた事業を、業績推移・規程類等の現状分析、従業員との関係構築、事業計画・目標数値の策定などを譲渡企業の社長と後継者が一緒に行う際にかかる経費を補助 ⑤◆【リブランドによる商品・サービス近代化】 譲り受けた事業を、現代の消費者嗜好に合わせる形のリブランドを行う費用を補助

種 別	PwC コンサルティング合同会社 募 集 分 事 業	株式会社バトンズ 募 集 分 事 業	
補 助 上 限 額	①100万円以内 ②250万円以内 ※②については執行管理団体が提供する後継者教育を後継者が受講することを前提	③、④40万円以内	⑤29万円以内
補 助 率	補助率：2 / 3 以内		
対 象 経 費	謝金、旅費、外注費、外部研修・受験費、会議費、資料購入費		
公 募 期 間 【 終 了 】	1次：令和3年7月15日まで【終了】 2次：令和3年9月17日まで【終了】	令和3年9月27日まで【終了】	令和3年8月16日まで【終了】
公 募 要 領 等 及 び 問 合 せ 先	TEL：050 - 6868 - 9832 https://trial-business-succession.jp/	TEL：03 - 5218 - 5088 https://batonz.jp/lp/trial/ ※③、④については計4回の公募で都度 審査・採択を行う	

【お問合せ先】

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線2562）E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp